

6こ家第307号
6健福政第194号
令和7年(2025年)1月9日

社会福祉施設の長様
(社会福祉法人等の代表者)

長野県県民文化部長
長野県健康福祉部長

社会福祉施設の整備に係る契約手続きについて(通知)

社会福祉施設の整備については、「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」(昭和48年1月25日長野県告示第27号、以下「要綱」という。)等に基づき適正な事務処理に御留意いただいているところですが、契約の一層の適正化を図るため、「社会福祉施設の整備に係る契約手続きについて」(平成17年(2005年)5月23日付け17コ福第79号、以下「通知」という。)を发出しています。

この通知は、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付け(最終改正平成30年3月30日)雇児発第488号/社援発第1275号/老発第274号)にある「5指導監督上の留意事項について」中「(2)施設整備関係」の内容等に基づきお示ししています。

今般、この通知の文言を整理し、新たに通知を发出しますので、その取扱いに遺漏のないようにしてください。

なお、「社会福祉施設の整備に係る契約手続きについて」(平成17年(2005年)5月23日付け17コ福第79号)は廃止します。

記

1 届出事項

- (1) 社会福祉法人等が、施設整備のため一般競争入札を行うにあたっては、各法人の定款に定める方法及びインターネット等により公告し、その内容をすみやかに所轄の保健福祉事務所福祉課を経由の上、施設整備所管課長あて提出すること。
- (2) 入札後は、入札が適正に行われたことを証明するため、立会人全員が署名した入札経過報告書(別紙)を(1)と同様に提出し、入札金額を除く内容をインターネット等により公表すること。

(3) 契約締結後、契約書の写しを(1)と同様に提出すること。

2 留意事項

(1) 公告から入札までの期間については、十分な見積期間を確保すること。

(2) 入札は監事のほか、複数の理事又は評議員(理事長及び理事長と定款に定める「特殊の関係にある者」を除く。)を立ち合わせることを。

なお、入札の適正な執行のため、保健福祉事務所福祉課及び地元市町村に対し、職員の入札への立会いを求めること。

(3) 入札終了後、ただちに立会人及び入札業者の立会いのもとに開札を行い、その結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、最低の価格をもって入札した者(2人以上あるときはくじにより決定した者)を落札者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、ただちに再度(再々度)の入札を行うこと。

(4) 再度(再々度)の入札に付し、落札者がいないときは、最低の価格で入札した者から3回を限度として見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内の価格において、随意契約をすることができること。

(5) 一括下請負があった場合、要綱の補助対象にならないので特に留意すること。

(6) 施設整備の所管課では、事業計画書に沿って建設が進行しているか否かを確認するため、建設工事中間時点、及び工事完了時点において工事監理者及び請負業者立会いのもとで現地調査を行うものであること。

(7) 工事の一部を下請業者が行う場合には、法人において、当該下請業者の商号又は名称、工事内容その他必要事項を確認しておくこと。

なお、施設整備の所管課では、現地調査の際、これらを確認するものであること。

3 その他

本通知による取扱いは民間公益補助事業による施設整備についても適用するものであること。

(問合せ先)

担当：健康福祉政策課企画調整係 木次

電話：026-232-0111(内線2336)

026-235-7093(直通)

FAX：026-235-7485

E-mail：kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp